

長崎デザイナーズバンク設置要綱

(名称)

第1条 本組織は、長崎デザイナーズバンク（以下、「バンク」という。）と称する。

(目的)

第2条 デザイナー及びデザイン関連企業がデザインを希望する県内企業等からの相談に応じることで、県内企業等のデザインに対する意識の啓発や商品デザイン力の向上を図るため、長崎県産業デザインネットワーク（以下、「NID-net」という。）に、バンクを設置する。

(事業)

第3条 バンクは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業に取り組む。

- (1) デザイン無料相談事業（以下、「無料相談」という。）
- (2) 登録デザイナーの紹介
- (3) 登録デザイナー情報の提供

(登録)

第4条 バンクへの登録は、NID-net の会員であるデザイナー個人またはデザイン関連企業の申請によるものとし、企業等からの相談に対応可能なデザイナーを登録する。

- 2 登録にあたっては、「長崎デザイナーズバンク登録申請書（様式1）」及び、「長崎デザイナーズバンク登録票（様式2）」をバンク事務局に提出する。
- 3 バンクに登録後、登録を辞退する者は、その旨事務局に連絡することとする。また、登録を受理された者であっても、本要綱に反する行為があった場合は、登録を取消することができる。

(相談者)

第5条 バンクで実施する無料相談及び登録デザイナーの紹介を受ける者は、県内に事業所を置く企業等とする。

(無料相談)

第6条 無料相談を希望する県内企業等（以下、「依頼者」という。）からの相談申込に対して、バンクに登録したデザイナーを紹介し、1回2万円、最大2回までの相談料を県が負担して相談に対応する。但し、交通費等訪問に係る経費は、依頼者の負担とする。

(無料相談申込方法)

第7条 前条の依頼者は、「デザイン無料相談申込書（様式3）」に必要事項を記入し、郵送、FAX、E-mail のいずれかの方法により事務局宛てに提出する。但し、相談内容によっては、本事業で対応できない場合もある。

(デザイナーの紹介)

第8条 第6条の依頼者からの無料相談申込みに対し、事務局が相談内容に応じた登録デザイナーを紹介する。

- 2 デザイナー自らが依頼者を紹介する相談は認めないものとする。

(無料相談方法)

第9条 依頼者は、事務局より紹介を受けたデザイナーと日程調整の上、デザイナーを訪問し指導を受ける。

(無料相談への対応範囲)

第10条 本事業による無料相談は、1企業年間1案件とし、1デザイナーが最大2回まで対応できるものとする。3回目以降の相談については、必要に応じて依頼者とデザイナーが話し合いの上、別途進める。

2 1回の無料相談時間は2時間を目途とする。

3 最大2回までの無料相談で、デザイナーはデザインの具体的な方向性を出すことを目途とする。

4 上記相談料は県が負担し、それ以降に相談が生じる場合の経費は依頼者が負担する。但しデザイナーは、依頼者に対し、3回目以降の相談に係る経費を明示し、両者了解の上進める。

(秘密の保持)

第11条 デザイナーは、相談中に知り得たすべての内容について秘密を保持し、第三者に開示しない。

(知的財産権等)

第12条 知的財産権については、権利の帰属先等、あらかじめ双方協議の上決定する。

(報告書の提出及び無料相談料)

第13条 無料相談が終了した時点で、依頼者及びデザイナーは、無料相談内容についての報告書を提出する。

2 デザイナーについては、1回の無料相談が終了する毎に「デザイン相談終了報告書(様式4)」を提出する。提出の際、実施内容が具体的に解るよう成果物(複写)も添付して提出する。

3 依頼者については、最終の無料相談終了時に「デザイン相談終了報告書(様式5)」を提出する。

4 県は、前項の様式4、様式5の報告書を受理した後、デザイナーに対し相談料を支払うものとする。

(「無料相談」以外の登録デザイナーの紹介)

第14条 「無料相談」以外で、企業等からのデザインに関する相談に対し、企業等が希望する分野や地域等により、バンク登録デザイナーの中から随時紹介する。

2 デザイナー紹介を希望する企業等は、事務局に申込む。

3 デザイナーの紹介を受けた企業等は、デザイナーと話し合いの上、指導を受ける。

(「無料相談」以外における費用負担)

第15条 前条の「無料相談」以外のデザインに関する相談にかかる経費は、すべて依頼企業が負担する。

(登録デザイナー情報の提供)

第16条 登録デザイナーに関する情報の提供は、ホームページで行うこととし、提供する情報は、バンク登録時に提出する登録票太枠内の公開可能な情報とする。

(情報の提供対象)

第17条 登録デザイナー情報は、県内外を問わず提供する。

(事務局)

第18条 長崎デザイナーズバンクの事務局を長崎県窯業技術センターに置く。

附 則

この要綱は、平成23年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。